

報告事項 エ

米子市営東山水泳場の県営化等について

米子市営東山水泳場の県営化等について、別紙のとおり報告します。

平成24年12月27日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

米子市営東山水泳場の県営化等について (米子市内の2つの公営プールに係るあり方の見直し)

平成24年12月27日
スポーツ健康教育課

米子市内にある2つの公営プール（県営米子屋内プール・市営東山水泳場）について、いずれも老朽化が著しいことから、将来に向けた施設のあり方について県、市の実務者協議を重ねてきており、この度、以下のとおり大筋で合意しました。

1 県、市の合意事項

- (1) 米子市営東山水泳場（屋外・屋内）と鳥取県営米子屋内プール（体育館等の付随施設は除く）を交換する。
- (2) 水泳施設の交換までに、互いに所有者において必要な改修をする。
- (3) 交換の時期は、それぞれの施設に係る改修工事終了後とする。

2 プール交換についての考え方

(1) 東山水泳場

- 当該施設は、昭和60年「わかとり国体」の夏季大会（水泳）会場として、昭和58年に米子市が事業主体として整備。（※ただし、補助裏、起債の元利償還金は全額県が負担）
- 日本水泳連盟公認の50mプール&飛び込みプールを備えた屋外プールと、25m屋内プールを有した県内唯一の施設。
- 平成7年度以降、施設改修や運営については米子市が主体的に行うこととして覚え書きを交わしているが、公認プールを維持・管理するための財政負担が市財政に重くのしかかり、整備が遅れていたことから、これまで要望を受けていたところ。
- 実務者協議の中では、この施設が県の水泳拠点施設であることから、今後は、競技力向上のため、県営施設とすることが得策との判断に至った。
- 特に飛び込みは、国体や高校総体などで上位入賞するなど、鳥取県の”お家芸”であり、県営化することで、競技者が安心して練習に打ち込める環境整備を図ることとしたい。

(2) 米子屋内プール（皆生プール）

- 昭和55年、皆生温泉公園内の施設として25m屋内プールがオープン。その後、西部健康増進センタープールとしての位置づけを経て、平成12年に県営米子屋内プールとして存続。
- 年間延べ5万人以上の利用があるほか、アクアスロンの大会時にも使用。
- 米子市民による利用が大半であり、今後は、「市民プール」として米子市が主体的に維持管理することで、高齢者への介護予防施設などの機能も加えながら発展存続の方向。

米子市営東山水泳場 配置図



